

小野市宿泊・旅行事業者支援事業補助金 申請要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、著しい影響を受けた宿泊業者・旅行者に対し、アフターコロナも経営が継続できるように補助金を交付します。

2. 補助金額

事業区分	補助金額
宿泊事業（旅館業、住宅宿泊事業）	客室数×30,000円 【上限500,000円】
旅行事業（旅行業、旅行業者代理業、旅行サービス手配業）	令和3年10月1日時点で常時雇用している従業員数×60,000円（バス運転手等は除く。） 【上限300,000円】

※小野市貸切バス等支援事業補助金との併用不可

3. 対象事業者

- (1) 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け、市内で旅館及びホテルを営む者。
- (2) 住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出をして、市内で住宅宿泊事業を営む者。
- (3) 旅行業法第3条又は第23条に規定する登録を受け、市内で旅行業、旅行業者代理業又は旅行サービス手配業を営む者。

4. 対象者の要件

- (ア) 市内に住所及び店舗を有する個人または市内に本店（本社）を有する事業者で、**令和3年10月1日**現在で事業を営んでおり、事業の継続意思があること。
- (イ) 小野市又は社税務署に営業所得に関する税の申告を行っており、かつ滞納がないこと。
- (ウ) 対象事業者（1）及び（2）にあっては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に該当する営業（社会通念上、該当すると認められる営業を含む。）でないこと。
- (エ) **令和3年4月～11月**までのいずれかの月の全体の売上額が前年又は前々年同期比で**20%以上減少**していること。
- (オ) 小野市宿泊施設の誘致に関する条例第4条の奨励措置を受けていないこと。
- (カ) 小野市貸切バス等支援事業補助金の交付を受けていないこと。
- (キ) 小野市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないもの。

5. 申請期間

令和3年10月1日（金）～令和3年12月28日（火）まで（期限厳守）

※当日消印有効 ただし、予算額に達し次第、申請受付を締め切ります。

6. 申請書類

- ① 交付申請書兼請求書
- ② 誓約書（小野市貸切バス等支援事業補助金との併用は不可、事業継続の意思確認、虚偽の申告による返還等）
- ③ 市内における事業実態がわかるもの（確定申告書、開業届の写し等）
- ④ 令和3年4月～11月のいずれかの売上額がわかるもの
- ⑤ 前年若しくは前々年同月の売上額がわかるもの

法人の場合

- 確定申告書別表一の控え
- 法人事業概況説明書（両面）の控え

個人の場合

【青色申告の場合】

- 2020年分の確定申告書B第一表及び第二表の控え
- 所得税青色申告決算書（両面）の控え

【白色申告の場合】

- 2020年分の確定申告書B第一表及び第二表の控え
- 月別売上高が確認できる書類（売上台帳等）

※確定申告の義務がない場合は、市県民税の申告書の控え、課税通知決定通知書の控えでも可能とします。

- ⑥ 市税納税証明書（滞納なし証明）
- ⑦ 小野市暴力団排除条例に係る誓約書
- ⑧ 振込口座の通帳の写し
- ⑨ 本人確認書類（個人事業主の方のみ）
- ⑩ 従業員名簿
- ⑪ 給与明細等の写し（賃金の支払い実態が確認できるもの）

7. 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として申請は郵送でお願いいたします。

【送付先】

〒675-1380 小野市中島町531番地
小野市役所 地域振興部 産業創造課 宛

8. 給付方法・給付時期

申請書類到着後、3週間程度で指定口座に振込予定です。

9. 問い合わせ先

小野市役所地域振興部産業創造課 電話0794-70-7137